

○国土交通省告示第百二号
建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第三項及び施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定に基づき、建設機械施工管理について種別を定める等の件を次のように定める。
なお、建設機械施工について種別を定める等の件（昭和四十八年建設省告示第八百六十号）は、廃止する。

令和三年二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設機械施工管理について種別を定める等の件

建設機械施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が定める種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定規則（昭和三十一年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する第一次検定及び第二次検定の科目は同表の第一次検定科目及び第二次検定科目の欄に掲げる第一次検定及び第二次検定の科目とする。

名称	種別	第一次検定科目		第二次検定科目	
		内容	第一次検定科目	第二次検定科目	第二次検定科目
第一種	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 トラクター系建設機械 トラクター系建設機械施工法 施工管理法 法規	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 トラクター系建設機械 シヨベル系建設機械 シヨベル系建設機械施工法 施工管理法 法規	トラクター系建設機械操作施工法 施工管理法	
第二種	パワー・シヨベル、バックホウ、ドラグラインクラムシエルその他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 シヨベル系建設機械 シヨベル系建設機械施工法 施工管理法 法規	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 シヨベル系建設機械 シヨベル系建設機械施工法 施工管理法 法規	シヨベル系建設機械操作施工法 施工管理法	
第三種	モーター・グレーダーによる施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 モーター・グレーダー モーター・グレーダー施工法 施工管理法 法規	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 モーター・グレーダー モーター・グレーダー施工法 施工管理法 法規	モーター・グレーダー操作施工法 施工管理法	

第四種	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 締め固め建設機械 締め固め建設機械施工法 施工管理法 法規	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 締め固め建設機械 締め固め建設機械施工法 施工管理法 法規	締め固め建設機械操作施工法 施工管理法
第五種	アスファルト・ブランチ、アスファルト・デスクリューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・ファイニッシュ、コンクリート表面仕上げ等による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 舗装用建設機械 舗装用建設機械施工法 施工管理法 法規	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 舗装用建設機械 舗装用建設機械施工法 施工管理法 法規	舗装用建設機械操作施工法 施工管理法
第六種	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 基礎工事用建設機械 基礎工事用建設機械施工法 施工管理法 法規	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 基礎工事用建設機械 基礎工事用建設機械施工法 施工管理法 法規	基礎工事用建設機械操作施工法 施工管理法

附則
この告示は、令和三年四月一日から施行する。